

令和五年厚生労働省令第三十七号

困難な問題を抱える女性への支援に関する
法律施行規則

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
(令和四年法律第五十二号) 第九条第七項及び第
十三条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱え
る女性への支援に関する法律施行規則を次のよう
に定める。

(法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合)
第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関す
る法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」

という。) 第九条第七項の厚生労働省令で定め
る場合は、次の各号のいずれかに該当する場合
とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
等に関する法律(平成十三年法律第三十一
号。次号において「配偶者暴力防止等法」と
いう。) 第一条第一項に規定する配偶者から
の暴力から保護することが必要と認められる
場合

二 同居する者等であつて、配偶者暴力防止等
法第三条第三項に規定する配偶者以外の者か
らの暴力から保護することが必要と認められ
る場合

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律
(平成十二年法律第八十一号) 第二条第一項
に規定するつきまとい等又は同条第三項に規
定する位置情報無承諾取得等から保護するこ
とが必要と認められる場合

四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年
政令第三百十九号) 第二条第七号に規定する
人身取引等により他人の支配下に置かれてい
た者として保護することが必要と認められる
場合

五 住居がない又は何らかの理由で帰宅するこ
とが心身に有害な影響を与えるおそれがある
と認められる場合であつて、保護することが
必要と認められる場合

六 心身の健康の確保及び関係機関による回復
に向けた支援につなぐために保護することが
必要と認められる場合

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行
わなければその支援の対象となる者の生命又
は心身の安全が確保されないおそれがあると
認められる場合であつて、保護することが必
要と認められる場合

(法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方
法)

第二条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定め
る方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インタ

ーネットの活用、関係機関への同行及び相談窓
口の設置その他法第二条に規定する困難な問題
を抱える女性を支援する適切な方法とする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行す
る。